

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、平成 31 年 4 月から令和元年 5 月に実施した平成 30 年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和元年 6 月 11 日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 4 箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員
楯 岡 特 別 支 援 学 校	平成31年 4 月 23 日	武 田 委 員
東 京 事 務 所	令和元年 5 月 14 日	武 田 委 員
名 古 屋 事 務 所	令和元年 5 月 15 日	武 田 委 員
大 阪 事 務 所	令和元年 5 月 16 日	武 田 委 員

第 2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 楯岡特別支援学校

(イ) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 1 件

平成 29 年 12 月支給分

既支給額（100 分の 70） 314,646 円

正支給額（100 分の 50） 224,747 円

要返納額 89,899 円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

(イ) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。（大阪事務所）

(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から 2 箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。（楯岡特別支援学校）